

令和3年
8月1日
から

介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。 【補足給付の預貯金要件の見直し】

	R3.7月まで	→ 見直し後 (R3.8月～)
年金収入等80万円以下 (第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超 (第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

【食費の負担限度額の見直し】

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)
年金収入等80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	<u>600円</u>
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	<u>1,000円</u>
年金収入等120万円超 (第3段階②)	650円	<u>1,360円</u>	650円	<u>1,300円</u>

(※注) 居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります。

介護サービスの利用者と同じ世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)

(※注) 上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

国民健康保険加入者の皆様へ
令和3年8月からの

新しい国民健康保険

被保険者証を送付します

現在お持ちの保険証は、有効期限が7月31日までとなっております。

新しい保険証は、7月下旬に特定記録郵便で、世帯加入者全員分をまとめて、世帯主の方に郵送します。



新しい保険証が届いたら

新しい保険証が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、台紙からはがして8月以降お使いください。

※ 令和3年度中に75歳になる方の有効期限は、誕生日前日までです。

有効期限が過ぎたら、古い保険証は使用できません。

個人情報に記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄してください。

健康保険に重複加入
していませんか？

職場の健康保険に加入されたら、国保をやめる手続きをしてください。

手続きをされないと、社会保険料と国保税を二重に支払うこととなりますので、必ず14日以内に届け出をしてください。

また、手続きをされずに国保の保険証を使用した場合は、その医療費を全額返還していただくこととなります。

(就職した時点で国保の保険証は使えません。)

お問合せ

住民課

国保年金係

66-3405 (直通)

国保税は期限内に納付を